



## 2021年度住友商事交換留学生奨学生 募集・推薦要項 (中国側指定大学配布用)

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、住友商事株式会社(代表取締役社長兵頭 誠之氏)のご支援により、「2021年度住友商事交換留学生奨学生」(以下「本奨学生」という。)の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1 目的

本奨学生は、中国から交換留学生として日本の大学で学ぶ優秀な中国人留学生に対して奨学生を支給することにより、留学中の経済的不安を緩和し学習効果を高め、日本と中国の相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。

#### 2 寄付者及び寄付の趣旨

本奨学生の寄付者である住友商事株式会社(以下「寄付者」という。)は、グローバルリーダーとして日中間の民間交流を担う次世代人材の育成を目指して、日本への交換留学生の生活費を支援する奨学生を開始することとされ、経済的な理由で留学を諦めざるを得ない学生に、渡航費と生活費を支援することで、より多くの学生に日本への留学に挑戦する機会を与えることを目的として、本資金を提供された。

#### 3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 授業料相互不徴収制度の対象となる大学間(学部間も含む)学生交流協定に基づき、中国の指定大学から日本の指定大学に、2021年度秋学期より1年間留学する予定の者。なお「日本の指定大学」とは、北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、広島大学、九州大学、早稲田大学、慶應義塾大学とする。
- (2) 中国の国籍を有し、中国の指定大学において本科生(学部生)であること。なお「中国の指定大学」とは北京大学、南開大学、復旦大学、中山大学、吉林大学とする。
- (3) 将来、日本と中国の交流促進と、友好親善に貢献する意欲のある者。
- (4) 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者。
- (5) 留学の目的及び計画が明確で、かつ経済的援助を必要とする者。
- (6) 奨学生受給期間中、日本国外に留学する予定が無い者。
- (7) 奨学生受給期間中、日本への留学を支援する他の奨学生の給付を受けない者。
- (8) 日本語、または英語でのコミュニケーションが可能な者。
- (9) 中国の指定大学、および日本の指定大学の長の推薦を受けることができる者。

#### 4 採用人数

10名程度

#### 5 支給内容

月額奨学生 100,000円

備考:別途、中国と日本の往復航空券ならびに中国国内と日本国内における合理的な交通費実費が中国住友商事グループから支給される。

#### 6 支給期間

原則として令和3年度秋学期の交換留学開始月より12か月間。

※ただし、特段の理由により在外でオンライン授業を受講する期間は支給しない。尚、オンライン授業受講の場合、日本での滞在日の実績がある月については、当月分を日割りにすることなく、月額単位で支給することとする。

## 7 応募・推薦方法

- (1) 中国の指定大学は、本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)を学内選考により2名選出し、8に挙げるすべての推薦書類を授業料相互不徴収制度の対象となる大学間学生交流協定を締結している日本の指定大学に、交換留学の申請書類と同時に提出するものとする。
- (2) 日本の指定大学の長は、中国の大学から推薦があつた応募者が3に掲げる応募資格に該当する場合、8に挙げるすべての推薦書類、および日本の指定大学の長による推薦書(様式3)を理事長に提出するものとする。

## 8 応募・推薦書類

応募・推薦書類はすべて日本語又は英語で記載すること。

- |  |    |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式1)  | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 中国の指定大学による推薦書(別紙様式2)   | 1通 |
| (4) 中国の指定大学における直近の学業成績証明書の写し   | 1通 |

## 9 日本の指定大学から本協会への応募・推薦書類の提出期限

2021年5月21日(金)本協会必着。但し、中国の指定大学から日本の指定大学への提出期日は各大学の定める留学申請期日とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い、受給者を決定する。結果は2021年6月末を目途に日本の指定大学を通じて通知する。

## 11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、日本の指定大学を通じて支給する。航空券は渡日前面談の上、中国住友商事より奨学金受給者へ直接支給する。

## 12 受給者の義務

- (1) 受給者は、中国住友商事において渡前面談を受けなければならない。
- (2) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、年度末及び本奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告しなければならない。
- (3) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (5) 本奨学金を受給した者は、自身の就職について、大学卒業時に所定の様式により本協会へ報告しなければならない。
- (6) 受給者は、寄付者による、企業研修・交流会等(留学中)や、報告会等(帰国後)に参加しなければならない。
- (7) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケートおよび交流会・インターンシップ等に参加しなければならない。

## 13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 受給者が日本の指定大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 交換留学プログラムを満了しない場合。
  - ② 12に記載した本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は奨学金の支給決定を取り消す。

## 14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すで

に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。

- (2) 奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金受給生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給者は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(但し、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

## 15 個人情報の取扱いについて

### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金奨学生を選考するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金懇親会・インターンシップ・イベント・アンケート等を実施するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

## 16 中国の指定大学からの問い合わせ先

中国住友商事グループ 総務・広報・CSR部 Email: [sc-china-scholarship@sumitomocorp.com](mailto:sc-china-scholarship@sumitomocorp.com)

※お問い合わせ頂く際には、所属大学・氏名および住友商事交換留学奨学金プログラムについての質問である旨を必ずお知らせください。

以上



## 2021年度住友商事交換留学生奖学金招募及推荐要点 (向中方指定大学分发用)

公益财团法人日本国际教育支援协会(以下简称“本协会”)获得住友商事株式会社(代表取缔役社長 兵頭 誠之)的资助,按以下招募“2021年度住友商事交換留学生奖学金”(以下简称“本奖学金”)获得者。

### 1. 目 的

本奖学金的目的是,向从中国作为交換留学生前来日本的大学学习的优秀中国留学生支付奖学金,以减缓留学期间的经济压力,提高学习效果,为中日两国的相互理解和睦邻友好作出贡献。

### 2. 捐助方以及捐助的宗旨

本奖学金由住友商事株式会社(以下简称“捐助方”)捐助,旨在培养具备全球化领导才能、肩负中日民间交流的新一代人才,向赴日的交換留学生提供奖学金以补贴生活费,为那些因经济方面原因而被迫放弃留学的学生提供旅费和生活费,向更多的学生提供挑战留学日本的机会。

### 3. 申请资格

以满足以下各项条件者为对象。

(1)根据属于学费互免协议的对象大学之间(包括院系之间)的学生交流协议,从中方指定大学选派到日方指定大学,预定从2021年度秋季学期开始留学1年者。“日方指定大学”指北海道大学,东北大学、筑波大学,东京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、广岛大学,九州大学、早稻田大学、庆应义塾大学。

(2)拥有中国国籍,在中方指定大学就读的本科生。“中方指定大学”指北京大学、南开大学、复旦大学、中山大学,吉林大学。

(3)将来有意愿为促进中日间交流和睦邻友好作出贡献者。

(4)品学兼优,身体健康者。

(5)留学目的及计划明确,并且需要经济方面的资助者。

(6)在领取本奖学金期间没有赴日本以外国家留学的计划者。

(7)在领取本奖学金期间不再接受其它赴日留学奖学金者。

(8)能够用日语或英语交流者。

(9)可获得中方指定大学及日方指定大学校长推荐者。

### 4. 录取人数

10名左右

### 5. 资助内容

奖学金10万日元／月

备注:往返于中日两国之间的机票以及此过程中在中国,日本移动时实际发生的合理交通费用由中国住友商事Group方面另行提供。

### 6. 资助期间

原则上从2021年度秋季学期的交換留学开始之月起,为期12个月。

※支付期间除特殊原因,交換留学生如在日本以外接受线上教学,此期间捐助方将不提供奖学金。

如有发生线上教学,在日本有逗留日的当月,不是按照日计算,以月为单位支付奖学金。

### 7. 申请・推荐方法

(1)在中方指定大学,经校内选拔评选2名准备获得本奖学金者(以下简称“申请人”),向属于学费互免协议对象学校、并签订了大学之间学生交流协议的日方指定大学,同时提出第8条中列出的全部推荐文件和交換留学申请文件。

- (2) 日方指定大学校长如果认定中方大学推荐的申请人符合第3条规定的申请资格, 应向本协会理事长提交第8条列出的所有推荐文件以及日方指定大学校长的推荐信(格式3)。
8. 申请·推荐文件(申请·推荐文件应全部使用日语或英语书写。)
- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1)申请书(附页格式1)                   | 1份 |
| (2)申请人照片                        | 1张 |
| ·最近6个月以内拍摄的免冠上半身照片。4.0cm×3.0cm, |    |
| ·在背面书写姓名, 粘贴在申请书的指定位置。          |    |
| (3)中方指定大学的推荐信(附页格式2)            | 1份 |
| (4)中方指定大学的最新学业成绩证明复印件           | 1份 |
| (5)日方指定大学校长的推荐信                 |    |
9. 日方指定大学向本协会提交申请·推荐文件的截止日期  
2021年5月21日(周五)必须提交本协会。从中方指定大学向日方指定大学的提交日期为各大学规定的留学申请日期。如果超过截止日期或者提交文件不完备将不予受理。所提交的文件概不归还。
10. 选拔方式及通知结果  
根据第7条的(2)项规定, 理事长与捐助方共同对获得奖学金被推荐者进行选拔, 决定获得奖学金者, 并在2021年6月底前后, 通过日方指定大学通知结果。
11. 支付方式  
本奖学金通过另行规定的方式, 由日方指定大学支付。关于机票, 在赴日前面谈后, 由中国住友商事直接向奖学金获得者提供。
12. 奖学金获得者的义务
- (1) 奖学金获得者必须在赴日前到中国住友商事面谈。
  - (2) 对于本奖学金支付期间的学习及研究状况, 奖学金获得者必须在每年年度末及奖学金支付结束通过日方指定大学连同学业成绩证明按规定格式向理事长提交。
  - (3) 奖学金获得者的住址、联系方法以及所属单位(大学、工作单位等)发生变更时, 在本奖学金支付期间应通过日方指定大学、在支付结束后应直接向本协会及时申报。
  - (4) 奖学金获得者必须参加奖学金捐助方组织的企业进修、交流会(留学期间)以及报告会等(回国后)。
  - (5) 奖学金支付期间以及支付结束后, 根据本协会及捐助方的需要奖学金获得者有义务参加由其组织的包括交流会, 企业研修在内的各项活动以及问卷调查。
13. 奖学金支付的暂停及资格取消
- (1)奖学金获得者在日方指定大学出现长期缺课的情况, 奖学金的支付会被终止。缺课情况一旦停止, 可以按照指定的申请材料重新申请该奖学金, 我方会考虑依据本材料第6点规定的期间恢复奖学金的支付, 但支付期间仍旧依据本材料第6点的规定, 不作延长。
  - (2)奖学金获得者如果出现以下①至⑤的任何一项行为, 本奖学金的支付将会被终止。
    - ①未完成交换留学项目的情况。
    - ②不论是否休学决定出境离开日本超过6个月。
    - ③不严格遵守本材料第12点规定的事项。
    - ④出现不符合本材料各项规定的情况。
    - ⑤经我方判断出现不符合奖学金获得者身份的情况。
  - (3) 奖学金提供方出现拖延提供资金的情况, 本协会在通知获奖学生本人后暂停或者终止奖学金的支付。
  - (4) 如发现申请·推荐文件的记载内容虚假, 将取消支付奖学金的决定。
  - (5) 入境限制已经解除, 但奖学金获得者因为个人原因仍不前往日本的情况将取消支付奖学金的决定。

#### 14. 其他(注意事项等)

- (1) 奖学金获得者原则上不承担奖学金的归还义务。但是如果出现13中所列举的有关行为会被要求归还已支付的奖学金。另外奖学金获奖者不承担进入奖学金捐助方公司工作等其他附带义务。
- (2) 一旦被选定为本奖学金获得者，将不能以领取其他奖学金为由谢绝本奖学金。
- (3) 奖学金获得者在本奖学金的领取期间不得申请其他奖学金(支付开始时间在本奖学金支付期间之后的奖学金除外)
- (4) 以往本奖学金的获得者不得再次申请本奖学金。

#### 15. 关于个人信息的处理

##### (1) 关于个人信息的管理

针对本奖学金相关的申请书以及报告书上记载的个人信息，本协会基于保护个人信息的方针将妥善管理，使用，销毁相关材料。除非在得到奖学金获得者本人允许的前提下，并用以15(2)①②③以及⑤目的的情况，本协会不会向第三方公开，提供相关信息。

##### (2) 有关个人信息的使用目的

本协会将妥善管理奖学金相关材料上登载的个人信息，以下目的之外的使用不被允许。

- ① 用于奖学金申请者的评选
- ② 用于奖学金支付过程中的事务办理
- ③ 用于奖学金授奖仪式或者交流会，研修等的使用
- ④ 用于本协会学生支援活动的介绍以及联系获奖学生参加活动时使用
- ⑤ 有关奖学金获得者提交的报告书，感谢信，近期报告等，在事先取得学生本人的允许之后将被当作宣传资料刊登在本协会以及奖学金提供方的官网上。

#### 16. 中方指定大学提出询问的联系方法

主管：中国住友商事Group总务・公关・CSR部

电子邮件：[sc-china-scholarship@sumitomocorp.com](mailto:sc-china-scholarship@sumitomocorp.com)

※咨询时，请在邮件中写明所属大学・姓名及有关住友商事交换留学生奖学金项目希望咨询的事项。